

生成 AI 画像と写真著作権

吉川信之 (理事・著作権担当)

2023 年に入って、メディアは生成 AI の話題でもちきりとなっています。生成 AI とは、既存の著作物などを元に高品質なテキストや画像などを生成することができる人工知能のこと。以前から、開発・使用されてきた技術ですが、今年に入って急激に進歩し、社会問題となっています。新聞やテレビ、インターネットなどのニュースでも連日のように取り上げられ、先日広島で行われた G7 サミットの議題にもあがるなど、社会問題となっています。

(著作権委員会)

生成 AI とはコンピュータに読み込んだデータをもとに高品質な画像やテキストなどを生成する人工知能のこと。以前から開発・使用されてきた技術ですが、今年に入って急激に進歩し、社会問題となっています。画像の生成でも、一見しただけでは写真との区別がつかないようなものが出現しています。

生成 AI には、どんな問題があるのでしょうか？

まず、画像などを作成するために高度なスキルが不要になったことが大きな特徴です。クリエイティブをおこなうためには専門の技術が必要でしたが、この壁が低くなってしまいました。人間が使う言語でプロンプト (指示) を入力すると、生成 AI は既存の著作物を読み込み、再構成して出力します。その過程で、私たちの著作権は守られるのか。著作権法はしっかり機能してくれるのだろうか…などの検証が必要でしょう。

変化のスピードの問題もあります。ある専門家は、対話型チャットサービス・チャット GPT について「今まで賢い小学生程度だった能力が、今回のアップデートによって一気に大学生レベルになった」と説明しています。これは生成 AI 画像についても同様です。人間の認識の変化に比べて生成 AI の進化のスピードが極端に速いことを意識することも必要でしょう。

●簡単にフェイク画像が作られる

インターネット上では生成 AI によるフェイク画像の騒ぎが度たびおこっています。2023 年 3 月に「白いダウンジャケットを着たフランシスコ・ローマ教皇」の画像が生成 AI で作成され、拡散・炎上しました。写真だと信じてしまうような画質の生成 AI 画像の出現に社会は大きな衝撃を受けました。

BuzzFeed News は次のように報道しています。

「この画像は、テキストから画像が生成できる AI、Midjourney を用いて作成され、画像掲示板などに掲載されたのちに一気に広がった。取材に応じた作成者は、中西部シカゴ周辺に住む 31 歳の建設労働者で、面白いものをつくろうとした」。従来なら必要だった専門的なスキルや素材の準備、膨大な時間が不要になってしま

ったのです。ほかにも「トランプ前大統領の逮捕場面」や「著名人のデート現場」「米国防総省で爆発」などといった、フェイク画像がインターネット上で拡散しています。

国際的な写真コンテストで最優秀賞を獲得した作者が「受賞作品は人工知能 (AI) で作成したもの」だと明かし、受賞を辞退したニュースも話題になりました。「ドイツのアーティスト、ボリス・エルダグセン氏は、今年のソニー・ワールド・フォトグラフィー・アワードに作品を応募。一般応募のクリエイティブ部門で最優秀作品に選ばれた。エルダグセン氏は、写真の未来について議論を起すために応募したと述べた。(BBC ニュースジャパン 2023 年 4 月 18 日)」

国際的な写真コンテストの審査員が生成 AI 画像であることを見抜けず、入賞が確定されてしまったのです。一般の人びとが目にした画像を、現実を撮影した写真なのか、生成 AI で作成したフィクションなのかを判断することは難しいといえましょう。

写真とは被写体を撮影することで成立するもの。写真があれば、被写体が存在したことは事実です。しかし、写真と見間違えるような画像が生成 AI で簡単に作成でき、拡散されるようになってしまいました。

写真家の対策として、写真を公表するときに撮影者名の明記を徹底することが考えられます。著作権の表示として©マークがよく使われますが、これは著作権の持ち主 (著作権者) を表し、写真以外の著作物にも使用されます。公開する写真に「撮影○○」と記載すれば、現実の被写体を撮影した写真であることが説明ができ、氏名表示権 (著作者人格権) も行使できます。将来的には撮影者名を表す©マークのような表記方法の検討も必要になるだろうと考えます。

●生成 AI で作成した画像は誰のものか？

ところで、生成 AI で作成された画像に著作権は発生するのでしょうか？ 答えは「NO」です。

日本の著作権法は、著作物について、次のように定義しています。

「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう（著作権法第2条1）」

わかりにくい文章なので説明します。

まず「思想又は感情」は人間だけがもつものであると考えられるので、人間が作り出した作品だけが著作物になり、著作権が認められます。「創作的に表現したもの」であることも重要です。「ありふれた表現ではなく創作的に表現したもの」であること。そして、実際に表現されたものであることが必要です。作者の頭の中であって、まだ表現されていないアイデアやイメージに著作権は認められません。

生成 AI で画像を作成する場合にはどうなるでしょうか？ 画像を生成するために人間が生成 AI にプロンプト（指示）を入力しますが、それはキーワードであり、単なるアイデアです。それをもとに画像の作成を生成 AI がおこなえば、作成した画像には著作権は発生しないと考えられます。

しかし「プロンプト入力による制作を何度も繰り返し、生成 AI を道具として使って作品を作り上げた場合には『思想または感情の表現物』になる可能性もある」と指摘する専門家もいます。今後の裁判の判決などをチェックしていくことが大切です。

●生成 AI 画像は既存の著作物の翻案

既存の著作物をもとに、新しい著作物を作ることを「翻案」と呼びます。翻案を行うためには元の著作物（原著物）の著作（権）者の許諾が必要（著作権法 27 条）となり、元著作物の著作者は、新しく作り出された著作物（二次的著作物）の著作者と同一の権利を占有する（同 28 条）とされています。

生成 AI で既存の著作物を翻案した場合の著作権侵害について、文化庁著作権課では「生成 AI が作成した生成物の著作権侵害の判断は人が行った場合と同じ（令和 5 年度著作権セミナー「AI と著作権」2023 年 6 月 19 日）」と説明しています。つまり、既存の著作物をもとに生成 AI によって作成（翻案）された画像には、もともとなった著作物の著作者に著作権が発生することになります。

しかし、問題は簡単ではありません。翻案権侵害の認定が難しいのです。侵害を証明するためには 2 つの要素を同時に満たしていることが必要となります。

それぞれの著作物の表現上の創作的な部分が類似している「類似性」と、新しく作成された著作物が既存の著作物に依拠して作成された「依拠性」です。裁判での権利侵害の認定基準はかなり厳しいものとなっています。これを広範に認めてしまうと、後発の新たな創作の可能性を妨げてしまう、という説明がされてい

ます。

しかし、これは人間が著作物を作成することを前提に作られたルールです。生成 AI は人間と比べ物にならない、大量で継続的な作業が可能です。現状のままではプロフェッショナルの写真家によるクリエイティブの再生産ができなくなってしまう危険があり、新しいルール作りが必要だと考えます。この問題に対して、世界中のアーティストやクリエイターが警鐘を鳴らしています。

●著作権法の対応

今年になってから新聞やテレビ、インターネットなどで頻繁に生成 AI についての問題が取り上げられるようになりました。そこでは「日本の著作権法では、権利者の許諾なしに AI に著作物を読み込ませて使用させることができる」という説明がひとり歩きしてしまっていると感じます。その条文とは、

「著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。（著作権法 30 条の 4）」

これは、「著作物の経済的な価値とは人間がその内容を鑑賞するための対価である。機械の開発に使用した場合、機械は著作物を鑑賞することができないので、著作者の利益を損なうことにならない」という考えかたです。著作者の権利を損なわない使用だから、使用許諾なしに無料で使うことが出来るという論理です。

このことについて文化庁著作権課は「入力（AI 開発・学習）段階と出力（画像生成）段階での著作物の使用を分けて考えることが必要」と説明しています。

人工知能の開発のためだが、あくまでも機械やソフトの開発用途（入力・開発）に限られるということ。人間が鑑賞するための画像を生成 AI で作成する場合には、この規定は適用されません。著作者の許諾が必要です。加えて「著作権者の利益を不当に害することになる場合にはこの限りではない」との記載もあり、著作物の売り上げなどに影響が出る場合も同様となります。この部分が説明されないまま報道されていることが多いと感じます。

生成 AI 画像の問題はまだ始まったばかりで、これからどのように変化してゆくかは不透明です。写真家がこの問題を理解し、著作者の立場からリアルタイムで意見を発信してゆくことが大切だと考えます。

※日本写真家協会は 2023 年 8 月 23 日、「生成 AI 画像についてその考え方の提言」を発表しました。詳しくは協会のホームページをご覧ください。<https://www.jps.gr.jp/about-generated-ai-images/>